

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	山形県東村山郡山辺町

山辺町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業課 農政係
所 在 地 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地
電 話 番 号 0 2 3 - 6 6 7 - 1 1 0 6
F A X 番 号 0 2 3 - 6 6 7 - 1 1 0 8
メー ル ア ド レ ス sangyou@town.yamanobe.yamagata.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシ ニホンジカ、ニホンザル
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	東村山郡山辺町一円

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
ハシブトガラス ハシボソガラス	おうとう	０．２０	１８３
	りんご	０．２０	２６
ムクドリ	おうとう	０．２０	１９５
	りんご	０．１０	２８
ハクビシン	おうとう	０．３０	８００
	りんご	０．３０	５７
	すもも	０．１０	２５
	もも	０．１０	２５
ツキノワグマ	—		
イノシシ	水稲	０．１０	１１５
	野菜	０．１５	７５
ニホンジカ	—		
ニホンザル	—		

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

ハシブトガラス・ハシボソガラス 当町の果樹地帯である山辺、大寺、相模地区で被害が確認されており、収穫期における おうとう、りんごの被害が多い。 ムクドリ 当町の果樹地帯である山辺、大寺、相模地区で被害が確認されており、収穫期における おうとう、りんごの被害が多い。
--

ハクビシン

当町の果樹地帯である山辺、大寺、相模地区で被害が確認されており、おうとうやももへの被害が多い。

農作物被害だけでなく、近年の空き家の増加等の影響もあり、民家の天井裏に侵入するなど住環境への被害発生も確認されている。

ツキノワグマ

中山間地域の中、作谷沢地区のみならず、平野部近辺においても目撃情報が寄せられているが、農作物被害についての報告はほとんどない。

イノシシ

中間地域の中、作谷沢地区の他、平野部である大寺地区、相模地区においても耕作地への侵入が確認されており、水稻やイモ類などの野菜に被害が報告されている。また、果樹地帯である山辺、大寺、相模地区においては住宅密集地周辺への出没も確認されているため、人的被害の発生にもつながりかねない状況が心配される。

ニホンジカ

農作物被害は確認されていないが、中山間部の作谷沢地区などで目撃情報が寄せられている。今後個体数の増加に伴う農作物被害や林業被害が懸念される。

ニホンザル

農作物被害についてはほとんど確認されていないが、はぐれた個体が平野部の住宅密集地に迷い込んだ例がある。

相模地区から中山間地域にかけて生息しているとの情報もあるが、目撃報告はほとんどない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額 （千円）	ハシブトガラス	ハシブトガラス
	ハシボソガラス 209	ハシボソガラス 200
	ムクドリ 223	ムクドリ 210
	ハクビシン 907	ハクビシン 870
	ツキノワグマ —	ツキノワグマ —
	イノシシ 190	イノシシ 180

	ニホンジカ ニホンザル	— —	ニホンジカ ニホンザル	— —
合計	1, 529		1, 460	
被害面積 (ha)	ハシブトガラス		ハシブトガラス	
	ハシボソガラス	0. 40	ハシボソガラス	0. 38
	ムクドリ	0. 30	ムクドリ	0. 28
	ハクビシン	0. 80	ハクビシン	0. 76
	ツキノワグマ	—	ツキノワグマ	—
	イノシシ	0. 25	イノシシ	0. 23
	ニホンジカ	—	ニホンジカ	—
	ニホンザル	—	ニホンザル	—
合計	1. 75		1. 65	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	関係法令及び捕獲計画等に基づき、有害鳥獣捕獲活動を実施。平成26年度から鳥獣被害対策実施隊を設置している。	加害個体の捕獲については、猟友会により行われているが、地域によって高齢化により、担い手が不足することが懸念される。
防護柵の設置等に関する取り組み	主にイノシシによる農作物被害について、侵入防止柵設置による被害防止に取り組んでいる。	侵入防止柵の設置は、鳥獣被害が発生しても心理的ハードルが高く、設置に至らないケースがある。侵入防止柵の必要性や設置に関する正しい知識を周知していく必要がある。
生息環境管理その他の取り組み	新しく入隊した隊員に対して講習会を実施し、ベテラン捕獲者からの技術の伝達を行っている。 放任果樹の伐採や、廃棄野菜等の管理については、各農家に一任しており、積極的な生息環境管理は行っていなかった。	農業者の後継者不足等による地域の高齢化によって農地及び森林の適正管理が困難になっている。 害獣が近づきにくい環境を整備する生息環境管理の重要性について広報等を活用し周知していく必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

地元猟友会の会員増加による捕獲体制基盤を整備するため、新規狩猟免許取得者を増加させるための補助制度を継続する。
わな設置後の見回りの負担を軽減し、より効果的な加害個体の捕獲を実現させるため、ICT機器を導入していく。
イノシシによる農業被害を低減するため、侵入防止柵設置に関する講習会を実施し、補助事業を継続する。また、必要に応じて国の交付金事業を活用した侵入防止柵設置の取組みも支援していく。
生息環境管理の取組みとして有害野生鳥獣の生息域拡大防止を図るため、放任果樹の伐採や、廃棄野菜等の管理について周知するとともに農地周辺の茂みの刈り払い等の被害防止対策を普及させる。
有害鳥獣被害防止対策協議会・鳥獣被害対策実施隊により、関係機関との連携を強化し、効果的な被害防止対策を協議する。
町広報紙等による積極的な情報提供を行い、注意喚起を図っていく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

令和7年度 ～ 令和9年度	共通	捕獲活動の担い手となる地元猟友会の会員数の拡充により組織力を強化するため、町単独での新規狩猟免許取得者拡大支援制度を実施する。イノシシ、ツキノワグマなどの大型獣の捕獲に従事する者に対しては、ライフル銃による捕獲を許可する。
---------------------	----	---

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資

料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～9年度	ハシブトガラス・ハシボソガラス・ムクドリ	実施隊及び農業者組織が連携し、農繁期に一斉駆除を実施する。 銃の安全使用及び技術向上を目的とした研修会を実施する。
令和7年度 ～9年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル	銃、箱わな、くくりわな及びICT機器を活用し、捕獲活動を実施する。(ニホンジカ、ニホンザルについては、くくりわなを使用しない。) 銃の安全使用及び技術向上を目的とした研修会を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリともに捕獲等の活動は、果樹収穫期前とし、町内の果樹地帯を重点地域とする。 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、獣種に応じて銃器及びくくりわな等を使用し、出没の形跡が増加している町内の中山間地域及び大寺、相模地区を重点地域とする。 ハクビシン、ツキノワグマについては、人的被害の懸念及び農作物の被害発生状況を考慮し、県の捕獲許可を得て箱わなによる捕獲を行う。 捕獲計画数については、山形県鳥獣保護管理事業計画及び山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害防止・軽減に資する効率的な捕獲数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7 年度	8 年度	9 年度
ハシブトガラス ハシボソガラス	5 0 羽	5 0 羽	5 0 羽
ムクドリ	5 0 羽	5 0 羽	5 0 羽
ハクビシン	1 0 頭	1 0 頭	1 0 頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワ グマ管理計画に よる	同 左	同 左
イノシシ	1 5 0 頭	1 5 0 頭	1 5 0 頭
ニホンジカ	1 0 頭	1 0 頭	1 0 頭
ニホンザル	1 0 頭	1 0 頭	1 0 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ 毎年度、収穫期の前に町内果樹地帯を中心に銃器（空気銃・散弾銃）により捕獲を実施する。 ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル 被害発生状況を考慮し、獣種に応じて銃器（散弾銃・ライフル銃）及びわな（箱わな・くくりわな）による捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
中山間地域である中、作谷沢地区においてイノシシ等の大型獣による農作物被害が報告されており、これらの加害個体を効率的に捕獲するための有効な手段として、ライフル銃を使用する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山辺町一円	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ ニホンジカ	ネット柵等	ネット柵等	ネット柵等
	延長 2 0 0 m	延長 2 0 0 m	延長 2 0 0 m
	電気柵	電気柵	電気柵
	延長 2 0 0 0 m	延長 2 0 0 0 m	延長 2 0 0 0 m
侵入防止柵の整備事業は基本的に市町村単独事業として実施するが、必要に応じて県事業や鳥獣交付金の活用も検討する。			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ ニホンジカ	個別農家及び地域で取り組む侵入防止柵（電気柵等）は、積雪等による破損を避けるため適切に維持管理するよう PR 等で周知を図る。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ハシブト ガラス・ハ シボソガ ラス・ムク ドリ	防鳥ネット、防鳥機器等の活用により、農家の自己防衛による被害軽減が図られるよう利用促進・導入支援を検討する。 巣の早期撤去作業を促す。
～ 令和9年度	ハクビシ ン・イノシ シ・ニホン ジカ・ニホ ンザル・ツ キノワグ マ	防獣ネットの活用や園地周辺の雑草や茂みの刈り払い、放任果樹の除去、侵入防止柵の普及啓発を進める。 電気柵等の侵入防止柵の設置への補助事業を実施する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

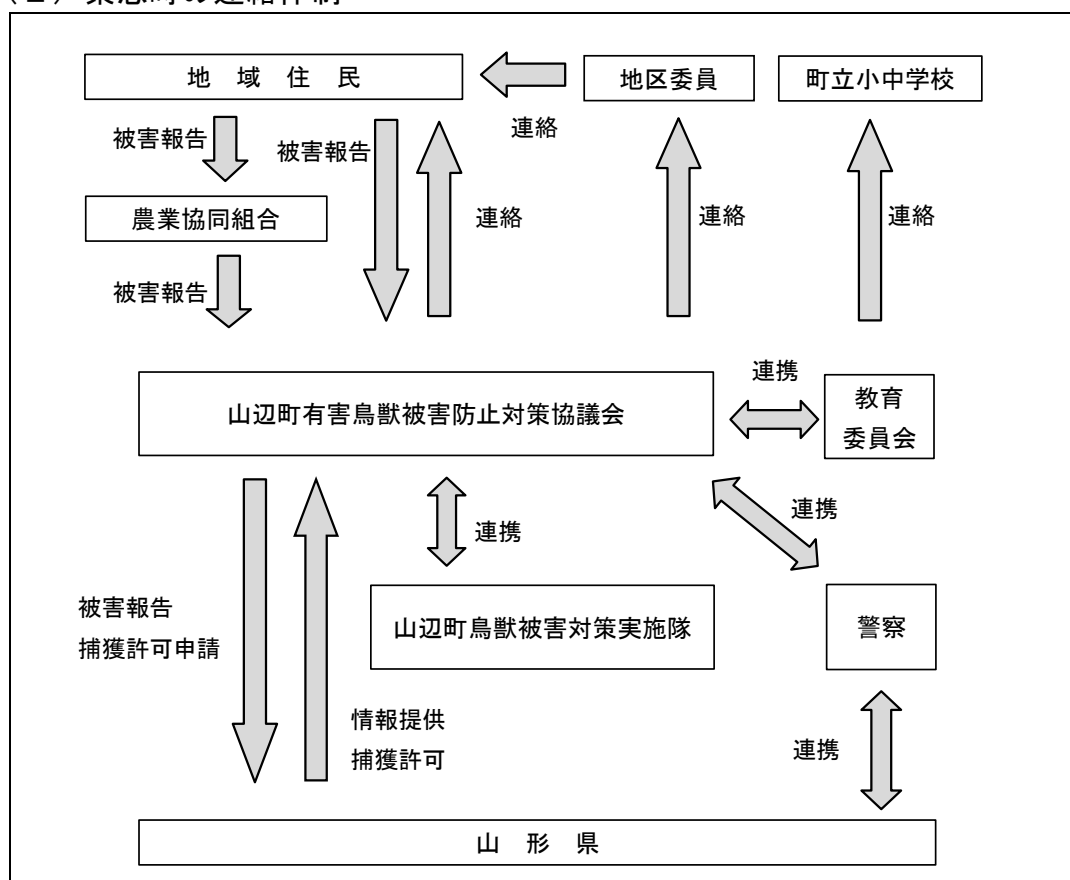
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山辺町	住民の避難誘導など広報活動、関係機関との連絡調整を行う。
山辺町有害鳥獣被害防止対策協議会	町民から寄せられた被害状況等について、捕獲活動の必要性を判断し、山辺町鳥獣被害対策実施隊へ活動要請を行う。
山辺町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の追払い、捕獲活動を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場における埋設又は処理施設での焼却等により適切な処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したイノシシ肉は自家消費を行っているのが現状だが、毎年捕獲数が増加していることから、有効な利活用方法について情報収集を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山辺町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山形農業協同組合	農業者の被害状況把握と連絡調整、被害対策の普及・推進
山形県猟友会山辺支部	有害鳥獣捕獲の実施及び鳥獣にかかる情報の提供
山形県農業共済組合	農作物被害状況の情報収集、各地域からの意見収集
山形県村山総合支庁産業経済部 農業振興課	被害防止対策にかかる指導、支援、情報提供
山形県村山総合支庁産業経済部 農業技術普及課	被害対策にかかる専門的な助言、指導
山辺町防災対策課	人的・財産被害状況の情報収集及び情報提供、関係機関との連絡調整
山辺町農業委員会	農作物被害状況の情報収集、各地域からの意見収集
山辺町産業課	協議会の運営、関係機関との連絡調整、被害防止対策の普及・推進

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月に鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員については猟友会会員、JA等農業関連団体、町職員とし、そのうち狩猟免許を有する者を対象鳥獣捕獲員とし、わなの設置等による捕獲活動を実施して農作物等の被害防止を図る。
実施隊の隊長は町産業課長、副隊長は猟友会会員の代表者と町防災対策課長とし、実施隊に係る庶務は町産業課において処理する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。